



夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：令和5年6月1日～令和5年9月9日】

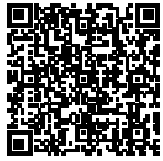
令和5年
8月号

夏季死亡災害ゼロ101日運動を展開中です

現在「夏季死亡災害ゼロ101日運動」を展開中です。7月19日時点（本通信作成日）で死亡災害は発生していませんが、熱中症災害が多数発生しているほか、伐倒木の直撃や酸欠などの重篤な災害も発生しています。

死亡災害ゼロを達成するために、引き続き各事業場においては、安全衛生管理体制を強固なものとし、労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図り、労使双方の協力のもと労働災害の防止への取り組みをお願いします。

運動の重点事項も改めてご確認をお願いします



- ① 墜落災害をなくそう！
- ② 熱中症をなくそう！
- ③ 車両系建設機械、車両系荷役運搬機械、車両系木材伐出機械、移動式クレーンによる災害をなくそう！
- ④ 加工機械、コンベアへのはさまれ・巻き込まれ災害をなくそう！
- ⑤ 交通労働災害をなくそう！

低下する意識の再復活も！！

本運動もようやく中盤を過ぎました。人間ですので、

- ◆ 同じ状況（場所・作業・機械・やり方、同じ掲示物など）におかれり、繰り返し返されたり、時間が長時間経過すると安全意識は低下します。
- ◆ これまで同じことをやってきて何も問題がなかったこと（成功体験）が意識に残り、危険を知識としては理解していながらも、「大丈夫だろう。大丈夫、大丈夫。」と考えてしまう。
- ◆ ヒューマンエラーもある。（慣れ、危険軽視、省略行動など）

は必ず発生します。

定期的に、安全を再確認する機会を設け、意識の高揚を図りましょう！

補助金・助成金

令和5年度エイジフレンドリー補助金

- 申請受付期間：令和5年6月12日（月）から令和5年10月末日まで
- 60歳以上の高齢者を雇用する中小企業事業者を対象に、安全衛生確保に係る取組について費用の一部を助成します。

受動喫煙防止対策助成金

- 申請受付期間：令和6年1月31日まで
- 労働者の健康を保護する観点から、事業場における受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じた事業主に対して助成します。

申請方法等はQRコードから確認ください →



STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

令和5年5月～9月

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



『熱中症ガイド』

をご活用ください



絵が多く、文字数も少なく大きいため、とても見やすい資料です。全91ページで、さまざまな情報を学ぶことができます。



内容の一例

労働災害発生状況（令和5年分(令和5年6月末現在)）

- ◆ 令和5年6月末現在の休業4日以上労働災害発生件数は97人で、急増した前年の同時期と比べてさらに+31人（+47.0%）となっています。
- ◆ 事故の型別では、「転倒」が31人で全体の32.0%を占めており、次いで「その他」17人、「墜落・転落」14人、「飛来・落下」8人、「はさまれ・巻き込まれ」7人、「崩壊・倒壊」5人、などとなっています。
- ◆ 業種別では、製造業が19人と最多で、次いで保健衛生業が18人、建設業が14人、運輸業が13人、商業と接客娯楽業が各9人などとなっています。

労働災害事例

《建設業》 ○事故の型：墜落・転落 ○30代男性（経験年数10年未満） ○休業見込み：2ヶ月
振動ローラーを2tダンプの荷台に載せる際、アルミブリッジを2本かければ安定するが1本しかかけなかったため、載せようとした際に横に滑って転倒し、振動ローラーの取っ手に膝が押しつぶされた。（靭帯損傷）

《畜産業》 ○事故の型：墜落・転落 ○70代男性（経験年数10年未満） ○休業見込み：2週間
フォークリフトに付けている裁断機に牛の餌である牧草を入れる作業時に、重ねていた高所にある牧草（3段目）を取る際、2段目上から墜落した。ヘルメットはかぶっていた。（脳内出血など）



労働災害が発生した際には、遅滞なく（概ね2週間以内）、労働基準監督署に労働者死傷病報告書で報告する必要があります。しかしながら、今年度だけでも、発生から2ヶ月後や3ヶ月後、さらに長い場合では半年後に報告される事案もあるなど、著しく遅い報告が散見されています。この報告が無い、遅い、虚偽報告の場合には、「労災隠し」となり、送検手続きが取られる場合があります。労働災害が発生した際には遅滞のない報告をお願いします。



一関労働基準監督署

林業労働災害防止 特別プロジェクト

令和5年7月1日から12月31日まで

林業における死亡労働災害は、ここ数年毎年複数発生し、特に令和2年から令和4年におきましては、毎年3人以上発生したことにより、林業・木材製造業労働災害防止協会本部から3年連続で「林業死亡労働災害多発警報」が発せられる極めて深刻な状況となっています。

これ以上、同警報の連続発令は容認することができないことから、これから迎える伐木作業の最盛期に先立ち、本年末までを「林業労働災害防止特別プロジェクト」とし、主唱者側ではパトロール活動や研修会を開催しますが、林業事業者各位におかれましては一層の労働災害防止に係る取組みをお願いします。

期間内の事業者の取組

○チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインの遵守

□保護具・保護衣の着用

下肢の切創防止用保護具の着用、保護帽、保護網・保護メガネの着用など

□安全なチェーンソーの取扱い

チェーンソー始動時、チェーンソーを持って移動する際の安全確保など

□作業計画の策定

事前調査の確実な実施と記録の作成、作業指揮者の選任、使用する機械設備の配置等を含めた作業計画の作成及び作業員に対する周知・教育など

□安全な伐木作業の徹底

伐木作業場所の周囲の確認の徹底、伐倒しようとする立木のつるがらみ、枝がらみ等の状況確認の徹底、立入禁止措置の徹底、適切な受け口の作成の徹底、伐倒時の楔の使用の徹底、適切な方法によるかかり木の処理の徹底など

□安全な造材作業の徹底

上下作業の禁止、滑動の恐れのある伐倒木・玉切材の固定の徹底、弓状となっている等「ため」の効いた材の反発力の低減など

※ チェーンソーによる伐木等作業の 安全に関するガイドライン はこちら

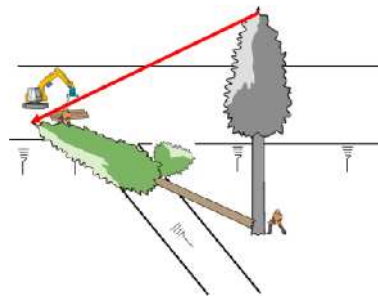
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000590836.pdf>



主唱：岩手労働局 各労働基準監督署 岩手県 林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部

協賛：岩手北部森林管理署 三陸北部森林管理署 三陸中部森林管理署 盛岡森林管理署 岩手南部森林管理署
岩手県森林組合連合会 公益財団法人 岩手県林業労働対策基金

災害事例	令和5年7月上旬発生 発生場所：一関市東部
杉（樹高19m、胸高直径約30cm）を搬出しやすいように斜め上方に伐倒したところ、林道上にいた玉切者に伐倒木の先端付近が直撃した。玉切者は背骨と足首の骨折を負った。	【ポイント】①樹高の2倍以内は立入禁止、②伐倒前の周囲の者の退避確認（指差呼称、視認できない場合は移動確認）、③伐倒方向、④①を踏まえた作業配置の事前調整 など



災害事例	令和5年7月12日発生 発生場所：岩手郡葛巻町内	死亡
林業グラップルを用いて、伐採現場から土場まで伐倒木（全幹木）の運材作業をしていたところ、土場から伐採現場に向けて林業グラップルを運転移動中に作業道の路肩から谷側に林業グラップルごと転落した。	(原因は現在調査中)	
	【ポイント】 以下は、一般的な対策ポイントです。 ① 運行経路の幅員の保持、路肩の崩壊防止措置、岩石・根株等の障害物の除去など（または誘導者を配置） ② シートベルトを使用 ③ 事前調査、作業計画の策定、作業指揮者による指揮	

